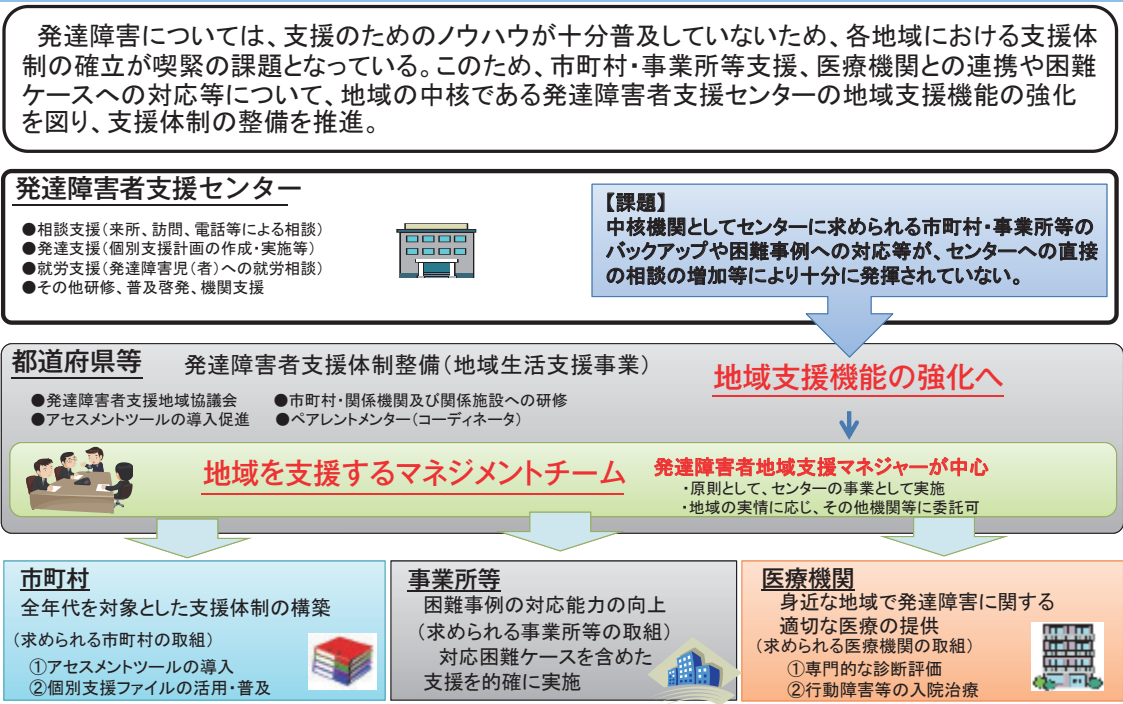


■ 図表2-17

発達障害者支援センターの地域支援機能の強化



■ 図表2-18

発達障害者支援地域協議会（イメージ）

○発達障害者支援地域協議会の構成（都道府県、指定都市に設置）（発達障害者支援法19条の2第1項）
都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

○発達障害者支援地域協議会の機能（発達障害者支援法19条の2第2項）
前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

